



# 三重県公報

令和3年4月6日 (火)  
 第 197 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
251	介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定辞退の届出	(長寿介護課)	2
252	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治山林道課)	2
253	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
254	同件	(同)	4
<b>選 管 告 示</b>			
15	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	7
16	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	8
17	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	8
18	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	8
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	9
	同件	(同)	9
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	10
	同件	(同)	10
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	10
	同件	(同)	10
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	11
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	11
<b>正 誤</b>			
	令和3年3月23日付け三重県公報第193号	(内水面漁場管理委員会)	14

**告 示**

**三重県告示第 251 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 91 条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設から指定辞退の届出がありました。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退年月日	サービスの種類
2470200383	介護老人福祉施設 ヴィラ四日市	四日市市垂坂町 8 番地の 2	社会福祉法人平成福社会	令和 3 年 3 月 31 日	介護老人福祉施設

**三重県告示第 252 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所  
多気郡大台町大杉字倉元谷 497 の 26
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**三重県告示第 253 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
一号館北楠店  
四日市市楠町大字北五味塚字不納 1972 番 7 ほか 3 筆
- 2 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前)

	収容台数	位置
駐車場	45 台	縦覧による
合計	45 台	—

(変更後)

	収容台数	位置
駐車場 1	33 台	縦覧による
駐車場 2	12 台	縦覧による
合計	45 台	—

イ 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前)

	収容台数	位置
駐輪場	5 台	縦覧による
合計	5 台	—

(変更後)

	収容台数	位置
駐輪場 1	10 台	縦覧による
駐輪場 2	5 台	縦覧による
合計	15 台	—

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社一号館	午前 9 時 00 分	午前 0 時 00 分
株式会社東海セイムス	午前 8 時 30 分	午後 10 時 00 分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社一号館	午前 6 時 30 分	午後 9 時 30 分
株式会社東海セイムス	午前 8 時 30 分	午後 10 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 2	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

ウ 駐車場の出入口の数及び位置  
(変更前)

	出入口の数	位置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	—

(変更後)

	出入口の数	位置
駐車場 1	2 箇所	縦覧による
駐車場 2	5 箇所	縦覧による
合計	7 箇所	—

3 変更する年月日

令和 3 年 11 月 20 日

4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,347 m<sup>2</sup>

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456 番地 4	北原 直仁

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	40.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 2	12.5 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	52.5 m <sup>2</sup>	

イ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	10.8 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	6.3 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	17.1 m <sup>3</sup>	

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 10 時まで

5 届出の日

令和 3 年 3 月 19 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 4 月 6 日から同年 8 月 6 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 254 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ名張店・ジュンテンドー名張店

名張市蔵持町原出 508 番 1 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	白井 俊之

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

名称	所在地
(仮称) ニトリ名張店	名張市蔵持町原出508番1ほか

(変更後)

名称	所在地
ニトリ名張店・ジュンテンドー名張店	名張市蔵持町原出508番1ほか

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	白井 俊之

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正

- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 3,985 m<sup>2</sup>  
(変更後) 6,785 m<sup>2</sup>

- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数及び位置  
(変更前)

駐車場	収容台数	位置
駐車場	100台	縦覧による
合計	100台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位置
駐車場1	100台	縦覧による
駐車場2	24台	縦覧による
合計	124台	

- イ 駐輪場の収容台数及び位置  
(変更前)

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場	35台	縦覧による
合計	35台	

(変更後)

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場	43台	縦覧による
合計	43台	

- ウ 荷さばき施設の面積及び位置  
(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	77.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	77.0 m <sup>2</sup>	

(変更後)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設		

荷さばき施設 1	77.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 2	30.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	107.0 m <sup>2</sup>	

エ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置  
(変更前)

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	39.6 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	39.6 m <sup>3</sup>	

(変更後)

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	39.6 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	8.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	47.6 m <sup>3</sup>	

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分
株式会社ジュンテンドー	午前 7 時 00 分	午後 10 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前)

駐 輪 場	駐 車 可 能 時 間 帯
駐 車 場	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(変更後)

駐 輪 場	駐 車 可 能 時 間 帯
駐 車 場 1	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
駐 車 場 2	午前 6 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前)

駐 車 場	出 入 口 の 数	位 置
駐 車 場	出入口 1 箇所	縦覧による
合 計	出入口 1 箇所	

(変更後)

駐 車 場	出 入 口 の 数	位 置
駐 車 場 1	出入口 1 箇所	縦覧による
駐 車 場 2	出入口 3 箇所	縦覧による
合 計	出入口 4 箇所	

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前)

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

(変更後)

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

荷さばき施設 2	24 時間
----------	-------

- 3 変更年月日  
令和 3 年 11 月 19 日  
ただし 2(1)及び 2(3)株式会社ニトリの代表者の氏名については令和 2 年 2 月 21 日
- 4 変更理由  
顧客利便性の向上のため  
ただし 2(1)及び 2(3)株式会社ニトリの代表者の氏名については代表者変更のため
- 5 届出の日  
令和 3 年 3 月 18 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 3 年 4 月 6 日から同年 8 月 6 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示 15 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

- 1 政治団体の設立
 

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
伊賀魂を育てる会	廣 田 篤 是	北 森 隆 文	伊賀市大野木 1607	令和 3 年 2 月 9 日	
中田耕平と津市の 将来を考える会	中 田 耕 平	中 田 耕 平	津市片田新町 81-3	令和 3 年 2 月 24 日	
日本第一党 三重 県本部	中 村 聡	中 村 聡	四日市市北浜田町 12-21	令和 3 年 2 月 26 日	
ぼうの秀治後援会	萩 野 虔 一	朝 熊 勇 人	伊勢市辻久留三丁目 5-66	令和 3 年 3 月 16 日	
三重県宅建促進議 員連盟	小 林 正 人	石 田 成 生	鈴鹿市野町東二丁目 3-15	令和 3 年 3 月 4 日	
- 2 届出事項の異動
 

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党大山田 支部	川 瀬 洋	会計責任者	川 瀬 洋	福 川 省 三	令和 3 年 3 月 1 日	政党
自由民主党芸濃支 部	松 田 実	会計責任者	鈴 木 宗 男	澤 田 金 生	令和 3 年 3 月 1 日	政党
立憲民主党三重県 第 4 区総支部	坊 農 秀 治	主たる事務所 の所在地	伊勢市辻久留三 丁目 5-66	津市桜橋三丁目 446-43	令和 3 年 3 月 1 日	政党

加藤昌行後援会	西野安行	代表者	西野安行	服部郁夫	令和2年 4月1日
政治連盟三重隊友 絆の会	矢田正実	主たる 事務所 の所在 地	津市一志町井関 193	松阪市嬉野中川 町1071-2	令和3年 3月1日
		代表者	矢田正実	一色啓二	
		会計責 任者	山崎正行	黒田信雄	
日置としひこ後援 会	日置敏彦	会計責 任者	大倉竜児	田中恒生	令和3年 3月9日

**三重県選挙管理委員会告示第16号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

令和3年4月6日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
安藤ひろまさ後援会	安藤寛雅	令和2年12月31日	
奥山しげきを励ます会	奥村信次	令和3年3月5日	
日本第一党 三重県本部	稲垣一成	令和2年12月30日	

**三重県選挙管理委員会告示第17号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和3年三重県選挙管理委員会告示第4号は、廃止します。

令和3年4月6日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

50分の1の数 29,742

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 285,883

**三重県選挙管理委員会告示第18号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示します。

令和3年三重県選挙管理委員会告示第5号は、廃止します。

令和3年4月6日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

選挙区名	3分の1の数
津市	75,781
四日市市	85,089
伊勢市	35,208
松阪市	44,599
桑名市・桑名郡	40,005
鈴鹿市	53,513
名張市	21,794
尾鷲市・北牟婁郡	9,529



亀 山 市	13,180
鳥 羽 市	5,243
熊野市・南牟婁郡	10,259
いなべ市・員弁郡	19,300
志 摩 市	14,232
伊 賀 市	24,281
三 重 郡	18,068
多 気 郡	13,010
度 会 郡	12,601

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

嬉野町三郷井土地改良区（松阪市嬉野宮古町 950 番地）

退任理事

松阪市嬉野天花寺町 1045 番地 2  
 " " 486 番地  
 " " 502 番地  
 " 嬉野宮古町 950 番地  
 " " 953 番地  
 " " 1018 番地 4  
 " 嬉野平生町 856 番地  
 " " 752 番地  
 " 嬉野中川町 1217 番地 5

山 際 健 一  
 山 際 義 一  
 藤 井 隆  
 津 村 善 博  
 稲 垣 克 哉  
 脇 田 和 広  
 豊 田 利 幸  
 前 橋 利 一  
 本 田 勝 哉

退任監事

松阪市嬉野天花寺町 478 番地 1  
 " 嬉野平生町 16 番地 2

藤 井 亨 一  
 田 端 孟 雄

就任理事

松阪市嬉野天花寺町 482 番地  
 " " 559 番地 1  
 " " 478 番地 1  
 " 嬉野宮古町 1017 番地  
 " " 1005 番地  
 " " 936 番地  
 " 嬉野中川町 1217 番地 5  
 " 嬉野平生町 16 番地 2  
 " " 697 番地 1

森 田 成 夫  
 山 際 肇  
 藤 井 亨 一  
 脇 田 信 親  
 上 田 俊 篤  
 脇 田 義 己  
 本 田 勝 哉  
 田 端 孟 雄  
 小 坂 智

就任監事

松阪市嬉野平生町 754 番地  
 " 嬉野宮古町 929 番地

今 井 淳  
 脇 田 研 二

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

楠部土地改良区（伊勢市楠部町 1722 番地 1）

退任理事

伊勢市楠部町 1820 番地	泉 一 嘉
〃 〃 1755 番地	村 上 守
〃 楠部町乙 558 番地 3	前 田 勉
〃 楠部町 1763 番地	川 井 良 郎
〃 〃 1825 番地	泉 孝 夫

退任監事

伊勢市楠部町 2633 番地 27	松 本 鉄 夫
〃 中村町 855 番地	多 田 靖

就任理事

伊勢市楠部町 1755 番地	村 上 守
〃 楠部町乙 558 番地 3	前 田 勉
〃 楠部町 1763 番地	川 井 良 郎
〃 〃 2073 番地 5	和 田 末 憲
〃 楠部町乙 171 番地 2	前 田 安 彦

就任監事

伊勢市楠部町 2633 番地 27	松 本 鉄 夫
〃 中村町 855 番地	多 田 靖
〃 鹿海町 319 番地	上 野 尚

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、員弁川用水第二土地改良区（員弁郡東員町中上 3268 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、中村土地改良区（伊勢市中村町 893 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

---

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類  
桑名都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

---

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画駐車場  
第 1 号末広駐車場

## 2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和 3 年 3 月 26 日	アサヒグローバル株式会社 代表取締役 久保川 議道	三重県四日市市ときわ 1 丁目 2-18	いなべ市大安町石 樽東字畑嶋 1694-9	A	6.0	45.2

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 4 月 6 日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

県有スクールバス用大型バス（ノンステップ） 1 台

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 納入期間

令和 3 年 9 月 21 日（火）から同月 30 日（木）まで

## (4) 納入場所

三重県立特別支援学校北勢きらら学園

三重県四日市市下海老町字高松 161 番地

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下、「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はでき

ません。

- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を令和3年4月28日(水)15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 仕様・価格証明書

#### 5 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 小池  
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023

##### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

##### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

##### (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和3年5月17日(月)まで調達システムにより提供します。

##### (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年5月6日(木)17時までに通知します。

##### (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年5月17日(月)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年5月17日(月)14時30分

なお、入札書は令和3年5月10日(月)から同月17日(月)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課

案件名 県有スクールバス用大型バス(ノンステップ)購入

##### (7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年5月17日(月)14時45分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

##### (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、車両本体価格の100分の110に相当する金額にリサイクル料金(シュレッド)

ーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した額をもって、契約金額とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、車両本体価格の100分の110に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した金額を記載するものとします。

#### イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

#### ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

### 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :  
 long-sized low-floor bus without a step  
 Quantity 1 (Special Needs School Hokusei Kirara Gakuen)
- (2) Bid Submission Deadline :  
 (Electronic submission via the internet)  
 Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, May 17, 2021.  
 (Submission by registered mail)  
 Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, May 10, 2021 and 2:30 P.M. on Monday, May 17, 2021.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
 The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:45 P.M. on Monday, May 17, 2021.
- (4) Managing Authority :  
 Special Needs Education Division, Mie Prefecture Board of Education  
 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
 TEL:059-224-2961

**正 誤**

令和3年3月23日付け三重県公報第193号に登載しました、第五種共同漁業権に係る令和3年度目標増殖量の告示中

ページ 行  
 30 下から5から下から3まで

誤

”	第4号	中村川	140	30	10	1か所				
”	第5号	阪内川	70	30						
”	第6号	伊賀川	690	560	20	1か所	180	60		

正

”	第4号	中村川	140	30	10	1か所				
”	第6号	伊賀川	690	560	20	1か所	180	60		

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---